

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

徳島市長 遠藤 彰良

市町村名 (市町村コード)	徳島市 (36201)
地域名 (地域内農業集落名)	八万地区 <small>(中津浦、福万、柿谷、馬場、長谷、市原、橋本、北地、冷田橋、法花谷、犬山、大野、北浜、南浜、山城屋、富田浦、齊田第1、齊田第2、津田、新浜、下大野)</small>
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年4月17日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

・地域の平均耕作面積は2～3反で、現在使用している機械が壊れたらやめようと思っている者がほとんど。  
 ・集積して頑張っている者も、条件のよい所が借りられれば悪い所を返すという状況である。  
 ・代替わりで耕作できなかった時に、放棄地としない対策が必要だ。  
 ・農地中間管理機構の対象にならない市街化区域農地が多い。  
 ・農業者の高齢化が進んでおり、現状維持で精一杯であるため、担い手不足が深刻である。  
 主な作物: 水稻、ブロッコリー、花木

### (2) 地域における農業の将来の在り方

・調整区域においては、農地を貸したい者・借りたい者をさらに洗い出し、農地の集積を進め、有効活用を図り、耕作放棄地の発生防止に努める。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	58 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	58 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。  
 ・以下の農地における転用について協議の場(令和8年4月3日～4月17日開催)において、地域計画内の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。  
 八万町寺山247番3 439㎡、八万町寺山243番3 321㎡、八万町寺山244番2 603㎡、八万町寺山245番2 250㎡、八万町寺山246番1 879㎡、八万町犬山227番1 1,071㎡、八万町犬山231番2 608㎡、八万町犬山228番1 525㎡、八万町犬山231番1 238㎡、八万町犬山232番2 382㎡、八万町大野64番2 99㎡、八万町大野64番4 272㎡、八万町大野64番6 144㎡、八万町大野64番8 145㎡、八万町大野64番16 155㎡、八万町大野65番1 184㎡

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・対象地区内の農地利用は、中心経営体である担い手が担っていくほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進していくことにより対応していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
・老朽化している用排水施設等の改修を進め、有効利用を図っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・将来にわたって地域の農業や農地を維持していくために、集落営農組織の立ち上げやサポート体制の強化などを検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・アグリサポートを充実させ、積極的に活用していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシや猿などの被害が拡大しないように、柵や檻の設置等で対策するとともに、獣害の捕獲や追い払いに積極的に取り組んでいく。